

第二章 組合員の権利及び義務

(組合員の出資)

第六条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 組合員は、金銭その他の財産のみをもって出資の目的とすることができる。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

【解説】

第1項(組合員の出資義務)

投資事業有限責任組合においては、各組合員に組合財産として金銭その他の財産による出資を義務づけている。このような出資義務が課されたのは、無限責任組合員を含めた全ての組合員に一口以上という最低限の義務を課すことにより、無限責任組合員をはじめ各組合員による利益相反行為の可能性を小さくする趣旨である。

なお、組合員の有する出資口は、無限責任組合員が有するものであると有限責任組合員が有するものであるとを問わず、その内容においては全く同一のものである。出資一口の金額については、組合の資産規模、各組合員の資力、組合員数等に応じて経済合理的に決定されるべき問題であるため、本法においては特段制限を設けていない。

第2項(出資の目的)

投資事業有限責任組合においては、一部の組合員についての有限責任を法的に担保することの裏返しとして、組合と取引関係に入る第三者の保護の観点から、組合の責任財産の充実が求められる。このため、一般の民法組合においては労務出資が認められる(民法第667条第2項)のに対し、投資事業有限責任組合では、本項により組合員(無限責任組合員であると有限責任組合員であると問わない。)の出資を「金銭その他の財産」という具体的に債務の引き当てになりうるものに限定している。無限責任組合員についても、組合に対して労務ではなく現実の財産的な負担をさせることで、組合に対する利益相反行為を防止する趣旨である。

第3項(出資の均一性)

投資事業有限責任組合については、持分計算の便宜のために、出資一口あたりの金額の均一性を求めるものである。

(業務執行の方法)

第七条 組合の業務は、無限責任組合員がこれを執行する。

2 無限責任組合員が数人あるときは、組合の業務の執行は、その過半数をもって決する。

3 組合の常務は、前項の規定にかかわらず、各無限責任組合員が単独でこれを行うことができる。ただし、その終了前に他の無限責任組合員が異議を述べたときは、この限りではない。

4 無限責任組合員が第三条第一項に掲げる事業以外の行為を行った場合は、組合員は、これを追認することができない。無限責任組合員以外の者が同項に掲げる事業以外の行為を行った場合も、同様とする。

【解説】

第1項(組合の業務執行)

投資事業有限責任組合においては、業務執行者は無限責任組合員となる。したがって、組合契約においてあえて業務執行者の規定を置かなくても、本条に基づき当然にすべての無限責任組合員が業務執行者となり、無限責任組合員は総組合員の名をもってせず各自が自己の名で組合のために法律行為をすることができる。具体的には「投資事業有限責任組合 無限責任組合員 甲」といった名で法律行為を行うことが可能である。ちなみに民法組合においても、組合契約でその旨定められているときには、業務執行者単独の名義で組合のために法律行為を行うことができるとされている。

無限責任組合員が複数いる場合に、組合契約によって一切の業務執行権のない無限責任組合員を定めることは、本項の解釈上できない。登記事項を定める第17条において業務執行者の登記を求めず、かつ組合契約書の絶対的記載事項を定める第3条第2項において業務執行者の記載を求めていないのも、かかる趣旨の表われである。

第2項(無限責任組合員が数人あるときの組合の業務執行)

無限責任組合員が複数存在する場合の業務決定方法を規定する。投資事業有

限責任組合においては、業務執行者は必ず無限責任組合員であり、かつ業務執行者でない無限責任組合員は存在しないため、業務の執行は無限責任組合員の過半数で決すれば足りることとなる。

なお「組合の業務の執行」とは、民法第 670 条第 2 項と同様、組合のすべての業務執行を指すものであって、各種の法律行為はもちろん、事実上の給付、労役、作業等、組合のために必要な事実行為を包含する。

民法

(業務の執行の方法)

第六百七十条 組合の業務の執行は、組合員の過半数で決する。

2 前項の業務の執行は、組合契約でこれを委任した者（次項において「業務執行者」という。）が数人あるときは、その過半数で決する。

3 組合の常務は、前二項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の組合員又は業務執行者が異議を述べたときは、この限りでない。

第 3 項(組合の常務)

組合の常務に属する軽微な業務については、無限責任組合員相互の信頼にまかせるほうが適当であり、逐一無限責任組合員の決議を義務づけることは組合の業務執行を煩雑にし、ひいては組合の運営に支障を来すこととなる。本項はこのような支障を避けるための規定である。しかし、常務といえども、ともすれば一部の無限責任組合員の独断に流れる危険があるので、その行為の終了前に他の無限責任組合員が異議を述べたときは、これを単独で行うことができなくなることにした。その場合、当該業務の執行は第 2 項に従うこととなる。

「組合の常務」

「組合の常務」とは、民法第 670 条第 3 項の規定におけると同様、日常反復して行われるような軽微な業務を指す。組合取引先等との諸連絡の事務を行うことや、組合所有株式の配当を受け取るような軽微な事務などは「組合の常務」といえよう。

第4項(事業範囲を超えた無権代理行為の追認)

投資事業有限責任組合の行うことのできる事業範囲は法律により限定されており(第3条第1項)、本項はこの事業範囲を超えた法律行為の効果について定めたものである。

投資事業有限責任組合は法人格を有しないため、無限責任組合員は、法人の機関としてではなく組合員全員の代理人的地位において業務を執行することとなる。したがって、本法に基づく組合契約において、組合の事業の範囲に制限を設けた場合には、その範囲を逸脱した無限責任組合員の行為は、法的には無権代理行為と考えられる。民法上、無権代理行為は本人の追認があれば有効な代理行為とすることができるが(民法第113条第1項)、本法においては、本法の目的及び組合の事業範囲を法律上定めた趣旨に鑑み、法律上規定された事業の範囲を逸脱した法律行為については追認を認めず、組合との関係では確定的に無効な行為(無限責任組合員による無権代理行為)とするものである。なお、当該行為の相手方は、無権代理行為を行った無限責任組合員に対し、民法第117条に従い責任追及をなし得る。

「無限責任組合員以外の者」としては 有限責任組合員、 組合員以外の第三者が想定される。

また、本組合は、組合ごとに第3条第1項各号に掲げる事業の範囲内において、組合契約によって当該組合の事業範囲を定める(第3条第2項第1号)のであり、組合によっては第3条第1項各号に規定する範囲よりもさらに事業範囲を限定することが考えられる。この場合、契約で定めた事業範囲を超えた行為は全て無権代理行為となるが、当該行為が法律上の事業範囲を逸脱したものでなければ、追認によりその効果を有効に組合に帰属させることができる。

民法

(無権代理)

第百十三条 代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。

2 追認又はその拒絶は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することができない。ただし、相手方がその事実を知ったときは、この限りでない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第八条 無限責任組合員は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書(第三項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 前項の場合においては、無限責任組合員は、組合契約書及び公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の意見書(業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。次項において同じ。)を併せて備えて置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、営業時間内は、いつでも、財務諸表等並びに前項の組合契約書及び意見書の閲覧又は謄写を請求することができる。

【解説】

第1項(財務諸表等の作成・備置)

本項は、投資事業有限責任組合の情報開示について、第16条で準用する民法の規定(民法第671条(業務執行組合員に対する委任の規定の準用)、民法第673条(組合員の業務及び財産の状況の検査権))に加えて、財務諸表等の作成や保存等を無限責任組合員に業務づけるものである。

本組合の投資対象には取引相場の無い中小未公開企業株式等も含まれており、一般的にリスクの高い投資と考えられる。このため、投資家が自己責任の原則に基づきこのような投資を行う際には、業務を執行しない有限責任組合員に対してより詳細な組合の業務内容や財産状況に関する情報を開示することが求められるものと考えられる。

また、組合の債権者にも、有限責任制度の代償として、組合の業務及び財務の状況について基本的な情報を提供する必要がある。特に本法では、債務超過となる組合財産の分配を認めないため、そのような財産分配が行われていないかどうか組合の債権者が監視する手段が必要となる(第10条第1項参照)。

情報の開示制度には、特定の開示に相手方に対して会社から直接に情報が伝達される「直接開示」と、特定の開示の相手方が自ら特定の場所に行けば、そこで常に情報が伝達される「間接開示」があり、直接開示の例としては、業務執行組合員の報告義務(民法第671条における同法第645条の準用)や各組合員の財産検査権(民法第673条)がこれに当たると考えられる。「間接開示」については、本項の内容が該当する。本法においては、民法第671条、第673条

を準用しており、無限責任組合員の報告義務、組合員の検査権に加えて本条に規定される情報開示義務が課されることになる。

なお、財務諸表等に記載すべきと解される事項については、「中小企業等投資事業有限責任組合会計規則(10・08・07 企庁第2号)」として公示されている。

中小企業等投資事業有限責任組合会計規則のポイント

本会計規則においては、以下の方針を採用している。

貸借対照表に記載される組合資産は、原則として時価評価により記載されなければならない(本会計規則第7条第2項)。時価評価の方法については、組合契約により各々定めることになる(本会計規則第7条第3項)が、「投資事業組合の運営方法に関する研究報告書(運営研報告書)」にその基本的考え方とモデルが示されている。

附属明細書の内容としては、投資の時価の明細、組合の時分の明細、分配金の明細を開示しなければならない(本会計規則第19条)。これに関する考え方については、運営研報告書参照のこと。

〔参考：運営研報告書(平成10・6 通商産業省)(抜粋)〕
(本文)

3. 組合業務に関する情報開示のあり方

(2) 有限責任組合の会計規則

組合員となった投資家にとって組合の業務状況に関する情報を得る上で基本となるのは、業務執行組合員が作成する組合の財務諸表である。このため、投資事業組合法においても第8条において財務諸表の作成と保存を無限責任組合員に義務付けている。

本研究会では、これを受けて、(1)で述べたような問題意識の下、有限責任組合の財務諸表の内容について「中小企業等投資事業有限責任組合会計規則(案)」(以下会計規則案)として検討した(資料3)。本会計規則案においては、既存の投資事業組合において作成されている財務諸表を踏まえて、有限責任組合の情報開示として必要な規定を定めたものとなっており、その基本的な考え方は以下の通りである。

なお、この会計規則案については、組合運営の最低限の統一を図り、投資家にとっての透明性を高めるためにも、単なるガイドラインではなく、法律

上の位置づけを与えるべきである。

基本とすべき考え方

有限責任組合の財務諸表は、既存の投資事業組合と同じく、基本的にはそのまま各組合員の財務諸表に反映（パススルー）されるものである。したがって、組合の会計規則案としては、各組合員に一般的に適用される商法の計算書類等規則を基本とすることが望ましいと考えられる。これに加えて、組合の主たる事業である投資勘定の貸借対照表上における配列及びその細分化、組合特有の勘定科目の採用、これらに関する明細の充実等により組合に適した情報開示を確立する。

貸借対照表における資産評価

投資家保護の観点から組合の財産の状況を的確に開示することが必要となり、とりわけ投資の評価額についての情報は重要である。わが国の商法を基本とする会計の枠組みにおいては、これまで未登録・未上場株式の評価については取得原価主義により会計処理を行ってきたところである。

しかしながら、財務諸表の作成等による情報開示の目的は、言うまでもなく組合員としての投資家に組合の業務に関し正確な情報を伝えることであることにかんがみ、投資資産については、基本的に取得原価ではなく時価を記載することが望ましく、内外の投資家からも時価評価への強い要望が存在する。このため、会計規則案においては、組合資産を時価で評価した価額を貸借対照表に記載することを原則とした。その場合の評価は、後に述べるとおり、組合契約において予め定められた方法により評価を行うこととなるが、評価増については、現在の会計慣行及び保守主義の観点から貸借対照表上に反映させず、取得原価主義による評価の価額を計上することも認めることとした。その場合にも、附属明細書に「投資の明細」の補足情報として、時価評価を開示することとした。

損益計算書における投資損益

投資損益の記載方法については、損益計算書上に組合の投資活動が正確に反映されることが望ましいとの観点から、投資収益と投資原価を両方記載する総額主義を基本とする。すなわち、損益計算書の記載には、単に利益と損失を記載するのではなく、その原因を構成している収益及び費用の内容をも開示することが、より投資家の利益に合致したものと考えられるためである。

ただし、会計規則（案）上は、総額方式だけでなく投資売却損益のみを重額で記載する純額方式のいずれの方式を選択することも可能であるとした。これは、国内の既存の投資事業組合、あるいは海外のベンチャー・ファンドにおける現在の慣行を尊重したものである。

投資家の税務申告との関係

法人税法上、有限責任組合は課税主体となる法人として取り扱われず、

各組合員に対して課税が行われる。各組合員は有限責任組合から送られてくる決算報告書に基づき、各々の持分に見合う損益を認識することとなる。この場合、貸借対照表の組合資産が時価評価され、その評価に従い仮に各組合員が会計処理を行うと、そこに評価益及び税務上認められない評価減が含まれる可能性がある。

一方、税務申告に当たっては取得原価主義による必要があるため、評価益の計上を行っている場合及び税務上認められない評価減を行っている場合には、その調整をしなければならない（具体的な手続としては、法人税申告書（別表4）で減算または加算処理）。

よって、税務申告のために、取得原価主義（著しく価値が下落した場合の評価減を含む。）による決算情報を併せて開示することが望ましい。

組合財産の分配

組合財産の分配については、法第10条において、純資産額を超えて分配を行うことが認められないとされている。この場合、純資産の金額をどのように判断するか、資産の時価評価との関係が問題となる。

すなわち、会計規則案においては、時価評価を基本としつつも、評価増については、保守主義の観点から実施しないで取得原価主義を採用することを認めており、そのこととの整合性を図る必要がある。また、一方で、組合が組合財産の純資産額を不当に過大評価することにより、分配可能な財産を水増しして組合の債権者に不利益をもたらすことも防がなくてはならない。

このため、会計規則案では、組合財産の分配可能な範囲の基準となるべき純資産額について、未実現利益を除いて考えることとしている。すなわち、分配可能財産の範囲を決定するに際しては、組合資産の価額は時価評価を基準とするものの、評価増については算入せずに算定することにするものである。これによって、組合資産の不当な水増し等により組合の債権者を害するような事態を防止することができると考えられる。

組合員の持分明細の開示

共同事業である投資事業組合において、組成メンバー、各組合員の持分額及びその変動についての情報は、組合員にとって重要な意義をもつものである。このため、会計規則案においては、附属明細書に一項目をもうけて記載するものとし、組合員の異動が生じた場合にも、ここに注記するものとした。

分配状況の開示

株式会社における利益配当等の利益処分は、株主総会の決議により行われる。一方、投資事業組合における各組合員に対する分配は、投資有価証券の売却に伴い業務執行を行う無限責任組合員の決定によって行われるため、株式会社における利益処分とは性格を異にするものである。したがって、分配金の明細は、附属明細書の一項目として位置付けることとした。

なお、分配の方法には現金による分配の他、投資株式による分配の方法がある。投資株式の分配については、組合の会計処理上、損益を認識する方法と認識しない方法があるため、採用した会計処理の方法及びその損益の額を注記するものとした。

4．組合資産の評価のあり方

(1) 資産評価の現状

これまで我が国の既存の投資事業組合については、基本的に未登録・未上場株式で構成されている組合資産について、一般的に商法及び税法に基づいて取得原価による評価が行われてきた。時価評価については、補足情報として財務諸表とは別の形で組合員たる投資家に情報を提供するケースが若干存在する程度で、その場合でも、それらの時価評価の基準、メルクマールについて組合員に明らかにされていないことがほとんどである。これは、特に未登録・未上場株式について、市場で取引が行われていないため、どのように時価を判断するか考え方の整理が日本ではまだ行われていなかったことが原因であると考えられる。

これに対して米国においては、それぞれのファンド毎に定めた評価基準により、個々の案件の状況を勘案してLPSのGP（ゼネラル・パートナー）が時価を判断している。このうち評価増については、第三者割当増資価額を基準とした価額等客観的な事象が生じた場合に限定して行い、評価減については、必ずしも客観的な事象が生じなくても、個々の状況に照らして機動的に行っている（資料4）。

一方英国においては、未上場・未登録株式の時価評価について、英国ベンチャー・キャピタル協会よりガイドラインが出されている。そこにおいては、基本的な考え方は米国と同様であるが、発展段階の企業の株価については、フィナンシャルタイムズ紙に掲載されているFT-SE Actuaries Share Indices (FTSI)における指標（資料5参照）に基づき計算される株価を一つの参考価格としている。

このような欧米の状況を踏まえると、我が国においても、未上場・未登録株式等の時価評価の導入は十分可能であると考えられる。

(2) 組合資産の評価のあり方

組合員として参加している投資家に対し組合の業務の状況を正確に開示するという情報開示の本来の目的からすれば、組合の資産は時価で評価すべきであり、加えて欧米における同様のベンチャー・ファンドにおいても時価評価を採用していること、会計制度の国際的な流れも取得原価主義から時価主義となっていること、我が国の投資家においても時価評価による情報開示を求める声が強いことから、会計規則案においては、時価による評価を基本と

した。

具体的な資産の時価評価の方法については、上記(1)で見た欧米での未登録・未上場株式についての時価評価の実態との整合性、わが国の慣行等をかんがみれば、有限責任組合においても、各組合毎の組合契約において、それぞれ時価評価の方法に関する取決めを行い、それに従って時価を算定する方法が最も現実的であると考えられる。

本研究会においては、以上の基本的方向に基づき、組合契約において取り決めるべき組合資産の評価基準のモデルを作成した(資料6)。これによれば、評価増については、直近のファイナンス価格という客観的な事象に基づき時価評価を行うのに対し、評価減については、直近のファイナンスの価格に加え、回収可能価額の見積もりにより、より柔軟な評価を求めている。評価減については、このモデルに示されているように、一定の事象毎に一定の評価減を行うよう区分して整理することも一案であると考えられる。

(3) 会計監査のあり方と投資先企業のモニタリング

投資家への情報提供において、会計規則等でその内容を充実させたとしても、さらにその客観性を担保する必要がある。現在投資事業組合のほとんどが外部の公認会計士あるいは監査法人の監査を組合の決算について導入しているが、投資勘定の評価の妥当性については、監査対象項目から除外しているものがほとんどである。

投資家保護のための適切な情報開示の要請に応えるためには、組合の資産の評価についての適正性について担保されることが必要不可欠であると考えられるため、本法案における監査においては、組合の資産の評価についても監査の対象とすべきである。その場合、取引相場のない株式等の時価評価についての監査のあり方、投資先企業の情報の把握のあり方が問題となる。

時価評価と監査のあり方について

取引相場のない株式等の評価方法は、それぞれの組合毎に評価基準を定めて行うこととなると考えられ、その場合における監査のあり方も、時価評価の価額についての絶対的な監査ではなく、それらの具体的評価が組合契約の一部として定められる時価評価の基準に基づき算定されたものかどうかの評価になると考えられる。この場合、会計の保守主義、取得原価主義等との関係で、時価評価のうち評価増にかかるものについてと評価減にかかるものについての監査の取扱いを変えるべきではないかとの議論もあるが、基本的な監査手続については、評価増のときも評価減のときも組合契約で定められた基準に基づく算定であるかどうかのチェックであるという点で同じであること、海外からの投資家にも通用する制度を構築するには、欧米における監査慣行等グローバル・スタンダードに合致させるべき等の観点から、評価減、評価増を行ったどちらの場合にも監査の対象とすべきである。

投資先企業の情報の把握のあり方について

組合資産の評価について時価を基準に算定することとすると、当該株式等を発行した投資先企業の状況に関するタイムリーな情報の把握が必要不可欠であると考えられる。

この点については、仮に投資先企業が必要な財務諸表を整備しており、かつその内容について外部監査を受けている場合には、問題は少ないと考えることができる。しかしながら、投資先企業が財務諸表を整備していないか、あるいは整備していてもその適正性について外部監査が行われていない場合には、監査意見の表明を行う前提として監査人が何らかの形で投資先企業の状況を把握できる材料を提供することが必要不可欠である。

この点について、投資先企業のモニタリングは、基本的に組合の業務執行組合員の責務である。業務執行組合員が投資先企業を十分にモニタリングしており、その発行株式についての時価を評価するに際して必要となる情報を把握しており、それが監査人に対して情報として提供されることが必要である。

投資先企業の実態の把握のために全ての投資先企業との間で投資契約を結ぶことを義務づけ、そこに、投資先企業が自らの財務諸表について外部監査を受けることを義務付けるべきとの議論もあるが、我が国の中小企業の現状にかんがみれば、現時点でそれを要求するのは現実的ではないと考えられる。したがって、監査の前提としては、組合の業務執行組合員が十分なモニタリングをしているかどうかを考慮されるべきである。また、十分なモニタリングを行っていくためには、投資先企業の取締役会や経営会議への参画、さらには監査役としての関与などが増えることが望ましいと言える（資料7参照）。

（資料）

投資事業有限責任組合における有価証券の評価基準モデル

無限責任組合員は、投資事業有限責任組合の財産及び損益の状況を算定するために、投資先企業への投資資産について適正な評価額を付さなければならない。その評価額は、「市場性」ないしは「客観的な事象」に基づく価額とすべきである。但し、市場性のない有価証券について、評価減を検討する場合には、組合員が評価時点で受取れると合理的に期待できる金額（回収可能価額）を見積もる必要があり、その価額と客観的な事象に基づく金額とを比較していずれか低い価額を付さなければならない。

	市場性のある有価証券	市場性のない有価証券
評価増	決算日の最終の価格等	直近ファイナンス価額
評価減	決算日の最終の価格等	直近ファイナンス価額又は回収可能価額のいずれか低い価額

1. 決算日の最終の価格等とは以下の価格とする。

証券取引所に上場されている有価証券は、主要な一証券取引所における最終の価格（決算日に公表される最終の価格がない場合、同日前直近において公表された最終の価格）とする。

店頭売買有価証券は、証券業協会が公表する最終の売買価格（売買価格がない場合、売り気配の最安値又は買い気配の最高値とする。）とする。

上記以外の有価証券で市場性のあるものは、公表されている価格、売買価格又は気配等とする。

市場性のある有価証券で、権利落ちのあった株式で事業年度終了の日において当該株式に係る新株の発行がなされていないものについては、最終の価格に当該株式の権利の価格に相当する金額を加算した金額とする。

2. 直近ファイナンス価格は、新株の種類、株式数、発行価額、引受人を勘案し、適正な価格で実施したものと認められる場合に限られるものとする。
3. 評価額には、委託手数料等の取引に付随して発生する費用は含めないものとする。
4. 外貨建有価証券は決済日の直物為替相場を用いて換算する。但し、為替予約が付されている場合には、当該予約相場を用いて換算するものとする。
5. 株式の流動性等を勘案し、最終の価格等から割り引き評価することが望ましい。
6. 株主割当増資、株式分割等が実施された場合には、一株当たりの評価額を見直すものとする。なお、潜在株式がある場合にはその行使価格を考慮して一株当たりの評価額を算定しなければならない。
7. 転換社債、新株引受権付社債、新株引受権証券等は直近に行われたファイナンス価格に基づき算定した価額とする。

8. 投資直後においても、業績が見込みより著しく悪化している場合には、回収可能価額を見積らなければならない。
9. 回収可能価額を下記の区分に応じた簡便的な方法により見積ることも認められる。

ランク	状況	評価額
A	投資の短期的な状況について懸念がある場合	取得価額の75%
B	投資の長期的な状況について懸念がある場合	取得価額の50%
C	業績回復のため挺入れしなければ投資原価が回収できないと懸念される場合	取得価額の25%
D	投資原価が回収される見込みがなくなった場合	備忘価額

10. 簡便法による回収可能価額は、投資先企業の状況に応じて、取得価額を基準とした評価増あるいは評価減を実施する。
11. 状況を具体的に例示すれば、下記の通りである。なお、その他資産価値に影響を与えられる事象についても考慮する。

投資の短期的な状況について懸念がある場合としては、

- 業績が見込みより悪化
- 事業計画が達成されていない
- 業績が改善する見込みが不明
- 資金繰りが悪化

投資の長期的な状況について懸念がある場合とは、

- 事業計画の実現が困難で、大幅な見通しが必要と判断される
- 投資時点より純資産が半分以下となっている
- 業績が回復する見込みが乏しい
- 資金繰りが不透明

業績回復のため挺入れしなければ投資原価が回収できないと懸念される場合とは、

- 債務超過の状態が3年以上継続
- 業績が回復する見込みがない
- 事業計画の実現は不可能である
- 資金繰りがいきづまる見込みがある

投資原価が回収される見込みがなくなった場合とは、

- 和議・会社更正法申請
- 銀行取引停止
- 営業停止
- 経営者と音信不通
- 破産

「毎事業年度経過後三月以内に」「その事業年度の」

投資事業有限責任組合は契約で事業年度を定めることが必要であり、その毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に無限責任組合員が計算書類等を作成し、主たる事務所に備え置くことが求められる。

第 2 項(組合契約書等の備置)

組合員及び債権者に対し、損益分配の割合、時価評価方法等組合契約の内容及び組合員の構成に関する情報を提供するため、組合契約書を主たる事務所に設置することを義務づけている。株式会社が定款、株主名簿を本店、支店に備え置き、株主、会社の債権者の閲覧に供するのと同趣旨である。

「公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の意見書(業務報告書及びその付属明細書については、会計に関する部分に限る。次項において同じ。)」

商法では、第 281 条第 4 項によって計算書類につき監査役の監査を強制することで、不適切な計算書類が総会において確定されることを防止しようとしている。本法においても、開示される情報が真正であることを確保するために、公認会計士等による外部監査を義務づけるものである。

投資事業有限責任組合は法人格を有するものではないため、公認会計士又は監査法人による監査も、企業会計原則をそのまま適用するのではなく、その考え方を援用して行われるものであることから、監査の結果を記す書類について

も本法では「監査報告書」ではなく「意見書」という用語を用いている。

商法

第二百八十一条

第一項二掲ゲルモノハ監査役ノ監査ヲ受クルコトヲ要ス

第3項(組合契約書等の閲覧・謄写)

情報開示の対象に組合の債権者を加えているのは、株式会社の債権者と同様、債権者に組合の業務や財務の状況を知りうる手段を提供する趣旨である。

特に、投資事業有限責任組合においては、組合が債務超過となるような組合財産の分配を行った場合、債権者は当該分配を受けた金額の限りにおいて有限責任組合員の責任を問うことができるため(第10条第2項参照) 組合の損益の処理及び組合の資産状況に関する情報が必要である。

(組合員の責任)

第九条 無限責任組合員が数人あるときは、各無限責任組合員は組合の債務について連帯して責任を負う。

2 有限責任組合員は、その出資の価額を限度として組合の債務を弁済する責任を負う。

3 有限責任組合員に組合の業務を執行する権限を有する組合員であると誤認させるような行為があった場合には、前項の規定にかかわらず、当該有限責任組合員は、その誤認に基づき組合と取引をした者に対し無限責任組合員と同一の責任を負う。

【解説】

本条は、組合債務について、無限責任組合員及び有限責任組合員が負担する責任の内容を定めた規定である。

民法組合においては、法律上、組合員全員が組合の債務についてその損失負担の割合に応じて無限責任を負う（分割無限責任）ことになる。このため実務上は、組合契約において組合の金銭の借入を一切禁じることにより、実質的に組合員の責任を出資額の範囲に限定してきた。この結果、当初から組合員にその出資を全額履行させ、多額の資金を組合財産としてプールする資金調達方法が一般的となり、組合の投資効率を悪くする原因ともなってきた。また、組合による借入を組合契約で禁じたとしても、業務執行組合員が業務の執行に際して不法行為を行う場合や出資先企業その他から係争を起こされる場合など不測の事態が発生したときには、非業務執行組合員として組合に出資した投資家も、その出資額を超えて債務を負う可能性があった。

このため、本条は、投資事業有限責任組合においては業務を執行しない組合員の有限責任を法的に担保することを規定しており、本法の主要な柱となるものである。

第1項(無限責任組合員の無限連帯責任)

前述のとおり、民法組合においては、組合員は組合債務について各組合員の損失分担の割合（債権者がこの割合を知らないときは全組合員平等の割合）での分割債務を負う。これに対し、合名会社、合資会社の無限責任社員は、会社

債務全額につき無限連帯責任を負うこととされている（商法第 80 条第 1 項）。

この点、民法組合における組合員の責任を分割責任とする原則に関しては、組合員全員が業務執行権を有するという民法組合の特性からして批判があるところであり、解釈論としては問題となる組合の実態や債務の発生原因に応じて連帯債務を認めるべき場合を広げることによって妥当な解決を図るべきとの学説も存在するところである（鈴木祿彌編・「新版注釈民法(17)」(1993 年；有斐閣) 134 頁）。

そして、投資事業有限責任組合においては、無限責任組合員が複数存在する場合、各無限責任組合員はそれぞれ業務執行権限を有することから、上記民法組合における指摘及び合名会社及び合資会社の無限責任社員に関する商法の規定を踏まえ、本法においては、無限責任組合員は組合債務全額について連帯して責任を負うこととした。したがって、各無限責任組合員は、組合の負担する債務の全額をそれぞれ請求され得ることになる。

なお、本組合においては、民法組合と同様、破産に関する規定がなく、また、組合財産についての公示の義務付けや株式会社の資本金に相当するような組合財産の一定額維持を義務づける規定も設けられていない。したがって、本組合の組合員の個人財産は、民法組合と同様に、組合財産に対して補充性が認められない（各組合員は組合債務を弁済する際に、自らの個人財産からの弁済に先立ち組合財産による弁済を優先すべきであると債権者に対抗することができない）ものであると考えられる。

第 2 項(有限責任組合員の責任)

本項は組合債務に対する有限責任組合員の責任限度額を定める規定である。

本項に定める「出資の価額」とは、民法第 674 条及び第 688 条で規定される「出資の価額」と同旨であり、単に出資することを約束した金額ではなく、実際に出資された金額を指す。

民法

（組合員の損益分配の割合）

第六百七十四条 当事者が損益分配の割合を定めなかったときは、その割合は、各組合員の出資の価額に応じて定める。

2 利益又は損失についてのみ分配の割合を定めたときは、その割合は、利益及び損失に共通であるものと推定する。

第3項(業務執行権を有すると誤認させる行為をなした有限責任組合員の責任)

商法第159条は、自己を無限責任社員であると誤認させるような行為があった有限責任社員(自称無限責任社員)につき、これを無限責任社員と信託して、その誤認に基づいて会社と取引をしたものに対し、その信託を保護して有限責任社員に無限責任社員と同一の責任を負わせる旨を規定している。これは英米法における禁反言の法理の一種の表われである。

本法においては、組合員を無限責任組合員と有限責任組合員とに分け、無限責任組合員が業務を行うこととしている。本項は、業務執行権のない有限責任組合員が無限責任組合員であると第三者に誤認させる行為(有限責任組合員があたかも無限責任組合員であるかのように組合事業を行う場合等)を行った際には、商法第159条と同様、その取引に関して当該有限責任組合員に対して無限責任組合員と同一の責任(すなわち連帯無限責任)を負わせる趣旨である。

なお、特定の行為が「業務を執行する権限を有する組合員であると誤認させる」行為に該当するか否かは、行為ごとに個別具体的に判断するよりほかないが、本組合の共同事業(第3条第1項柱書)を行う者として有限責任組合員にも本来認められるべき権利ないし責務の行使は当該行為に該当しないことは当然である。具体的には、少なくとも以下のような行為は該当しないと考えられる。

無限責任組合員の被雇用者又は代理人になること。無限責任組合員が法人の場合には、その役員、株主になることを含む。

組合の事業について無限責任組合員から相談を受けること。

組合に対し保証人となること、又は組合の特定の義務を保証すること。

組合員集会の開催を求め、又はこれに参加すること。

議決権の行使等により、以下の事項について要求若しくは承認をし、又は承認しないこと。

- ・ 組合の解散
- ・ 組合資産の売却、交換、担保提供、その他の譲渡
- ・ 組合による債務負担
- ・ 事業内容の変更
- ・ 無限責任組合員の解任又は除名
- ・ 有限責任組合員の除名
- ・ その他組合契約で有限責任組合員の承認又は不承認にかからせるとさ

れている事項

商法

第百五十九条 有限責任社員ニ自己ヲ無限責任社員ナリト誤認セシムベキ行為アリタルトキハ其ノ社員ハ誤認ニ基キテ会社ト取引ヲ為シタル者ニ対シ無限責任社員ト同一ノ責任ヲ負フ

(財産分配の制限)

第十条 組合財産は、貸借対照表上の純資産額を超えて、これを分配することができない。

2 有限責任組合員は、前項の規定に反して分配を受けた場合は、当該分配を受けた金額の範囲内において、組合の債務を弁済する責任を負う。ただし、有限責任組合員が当該分配を受けた時から五年を経過したときは、この限りでない。

【解説】

第1項(組合財産の分配制限)

民法においては組合員の同意で組合財産の分配をいつでも制限なく行うことができる。しかし、組合員の有限責任を法的に担保した本法においてこれを認めると、組合債務を逃れるために有限責任組合員に対する組合財産の分配が行われ得るため、本項は、財産の分配に一定の制限を設け、組合債権者に対する責任財産の最低限の維持を図るものである。

この点、民法組合と同様に、投資事業有限責任組合の組合員の責任については、組合に対して補充性が認められず、各組合員は組合債務を弁済する際に、自らの個人財産からの弁済に先立ち組合財産による弁済を優先すべきであると債権者に対抗することができない。その点では補充性を認める合資会社等よりも債権者の保護に厚いといえることができる。かかる観点から、本法においては、責任財産の維持の方法として出資金等の一定の財産の維持を義務づけるのではなく、米国のリミティッド・パートナーシップ法典の規定を参考として、全負債が全資産を上回るときには資産の分配ができないこととしたものである。

純資産額

ここでいう「純資産額」とは、組合の全資産から全負債を差し引いた残りの部分を指す。本法においては、その会計規則において資産を時価評価することを義務づけているが、本項の規定が存するがゆえに、不当な財産分配を行うために不当に未実現利益を時価評価として計上し、組合の債権者の権利を害することも考えられる。したがって、会計規則第17条において、ここでいう「純資

産額」に未実現利益を含まないこととした。すなわち純資産額は、取得価額若しくはそれより低い時価評価額又は実現価額で計算した資産から負債の額を引いた残りの額ということになる。

第 2 項(分配制限違反の場合における弁済責任)

第 1 項において、債務超過の状態において組合員に対して組合財産を分配することを禁止したことを受け、それに反して分配が行われたときは、当該分配額部分につき、有限責任組合員も出資の価額を超えて組合債権者等の第三者に対して直接責任を負うことを定めた規定である。債務超過の状態では組合員に対して分配された組合財産は、本来は組合員各自の財産とすることができないからである。

債務超過の状態についての判断

本法の組合における組合財産の分配においては、組合財産の資産状況、特に債務額と資産額との関係が重要な意味を持つことになる。すなわち、組合財産分配時に組合が債務超過であれば、その分配は本条第 1 項違反となり、第 2 項により有限責任組合員も分配を受けた金額の範囲で組合債務の弁済責任が発生するからである。

ここで問題になるのは、組合の資産を構成する財産のうち、未登録・未上場株式等取引市場のない資産については、分配時に必ずしも時価が明確には判明しない点である。組合の資産と負債の額が確定する決算前に分配された財産については、分配直後の決算時に組合が債務超過であれば、事実上、債務超過状態での分配がなされたと推定されることとなろう。これに対し、実際の分配時には債務超過でなかったことを組合員が主張する場合には、当該組合員が何らかの形で証明する必要があると考えられる。

「五年を経過したときは、この限りでない」

投資事業有限責任組合は事業者へ迅速、継続的に資金供給を行うことを目的としており、そのための手段として有限責任組合員の有限責任を法的に担保するものであるから、有限責任性の担保が非常に重要な要素であることに鑑みる

と、有限責任組合員の責任について早期に権利関係を確定する必要がある。このため、債務超過の状態では各組合員に分配された財産に対する組合債権者の権利は、通常債権の消滅時効(10年)にかえて、5年の短期消滅時効を設けた。

第三章 組合員の脱退

(任意脱退)

第十一条 各組員は、やむを得ない場合を除いて、組合を脱退することができない。

【解説】

本条は、組合員の任意脱退をやむを得ない理由のある場合に限定する趣旨である。投資事業有限責任組合の事業は、民法組合と同様に全組合員の共同事業（第3条第1項）であり、各組合員が自己の都合の良い時期に任意に脱退することを認めると、組合員の一部が利益を得た後に損失が発生する前に脱退するような事態が生じることが想定され、組合の共同事業性を損なうこととなる。また、組合の投資計画と無関係な投資資金の減少を来し、本組合が存続期間中に投資を円滑に行い続けることが困難となりかねない。したがって、やむを得ない場合を除いて、各組合員は組合を脱退することができないこととした。

「やむを得ない場合」とは、民法第678条第1項及び第2項の「已ムコトヲ得サル事由アルトキ」と同趣旨と解される。例えば、無限責任組合員が組合契約に反した行為をしたために自己の利益が害された場合、組合の事業方針の変更により組合員の利益が著しく害され共同経営をするに耐えない状態に至った場合等である。

もちろん、「やむを得ない場合」に該当していない場合についても、組合契約において別途組合員の脱退の要件を定めることは自由である。逆に、いかなる場合にも脱退を許さない趣旨の組合規約は公序良俗に反して無効といわざるを得ないという趣旨の裁判例が存する（東京地判大11・12・1）。

(非任意脱退)

第十二条 前条に規定する場合のほか、組合員は、次の事由によって脱退する。

- 一 死亡
- 二 破産手続開始の決定
- 三 後見開始の審判を受けたこと。
- 四 除名

【解説】

民法第 679 条と同様の趣旨で、組合員は、死亡、破産手続開始の決定、後見開始の審判を受けたこと、又は除名のいずれかの事実の発生で当然脱退の効果が発生することとなる。

(各号の解説)

死亡(第1号)

組合員が自然人である場合の規定である。死亡を脱退原因としているのは、相続人が当然に組合員たる地位を承継するものではないことを意味する。これは、組合契約は組合員相互間の信頼関係を基礎としているため、被相続人を信頼していても相続人を信頼するとは限らないことによる。したがって、組合員たる地位は相続又は遺贈の対象とはならない(前掲・新版注釈民法(17)168頁)。

相続人は、相続した持分払戻請求権(第6条第2項「その他の財産」に該当)を出資して組合員となることはできるが、その場合には相続人が組合員の持分を承継するのではなく、死亡組合員の脱退と相続人の加入とが生ずると考えられる。したがって、相続人は、残存組合員と加入契約を締結しなければならず、加入契約を締結しないで組合員たることを主張することはできない。

ただし、民法が死亡を脱退原因としているのは、組合員間の相互信頼関係だけを理由とするもので、組合員の利益保護のための規定であるから、組合契約であらかじめ相続を認めるときは、これを無効と解すべき理由はないと考えられている(前掲・新版注釈民法(17)169頁)。したがって、本組合においても当初の組合契約で相続人の加入に関する事項が規定されて

いる場合には、新たに加入契約を締結しなくとも当該規定に従えば足りる。

また、死亡による脱退の場合、死亡組合員の相続人は組合員たる地位を当然には承継しないため、持分払戻請求権、組合債権者に対する責任その他死亡組合員の有する具体化した権利義務を承継するが、いまだ履行されていない出資義務等の義務を当然に承継するものではない。

破産手続開始の決定（第2号）

組合員の破産の場合には、組合員の有する持分を破産財団に加え、組合員の債権者に対する債務の弁済に充てなければ破産手続の目的を達し得ないので、組合員の債権者保護のために破産した組合員を組合から脱退させる必要があることから、組合員に関する破産手続開始の決定を脱退事由としている。債権者保護の観点から、破産手続開始の決定を脱退事由としない組合契約を締結することはできないものと解される。

後見開始の審判を受けたこと。（第3号）

成年被後見人の行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を除き、常に取り消すことができるとされている（民法第9条）ため、組合員が後見開始の審判を受けた場合、当該組合員の行為の取消により他の組合員が影響を受けるおそれがあることから、脱退事由としたものである。したがって、破産手続開始の決定の場合と異なり、後見開始の審判を受けたことについては組合契約をもって脱退事由としない旨の定めをなすことを妨げない。なお、保佐・補助開始の審判を受けたことは脱退原因ではない。

除名（第4号）

除名とは、特定の組合員の組合員たる資格を奪うことをいう。したがって、除名が行われれば当然に当該組合員は脱退することとなる。

第四章 組合の解散及び清算

(解散の事由)

第十三条 組合は、次の事由によって解散する。ただし、第二号に掲げる事由による場合にあっては、その事由が生じた日から二週間以内であって解散の登記をする日までに、残存する組合員の一致によって新たに無限責任組合員又は有限責任組合員を加入させたときは、この限りではない。

- 一 目的たる事業の成功又はその成功の不能
- 二 無限責任組合員又は有限責任組合員の全員の脱退
- 三 存続期間の満了
- 四 組合契約で前三号に掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由の発生

【解説】

本条は投資事業有限責任組合の法定解散事由を定めたものである。解散とは、人的結合関係の解消及び合有的財産関係の個人的財産関係への還元を来すべき原因たる法事実をいう（前掲・新版注釈民法(17)182頁）。解散の効果については、法人の解散同様、解散により組合契約により組成された人的結合関係及び合有的財産関係が直ちに消滅するのではなく、単に組合がその目的たる事業（第3条第1項の範囲内で第3条第2項第1号により組合契約で定める事業）を執行するための積極的な活動をやめ、組合財産の整理たる「清算」をなすべき状態に入るに過ぎない。清算の結了によってはじめて組合は終了するのであり、解散後清算結了までの間は、清算の目的の範囲内において組合は依然存続する。

第1号(目的たる事業の成功又はその成功の不能)

本条第1号は、予定していた目的たる事業が達成され、あるいは確定的に成功の見込みがなくなった場合は、いずれも組合事業を継続させる理由がないことから、これを解散事由とする。（民法組合の法定解散事由について定めた民法第682条も同趣旨）

第 2 号(無限責任組合員又は有限責任組合員の全員の脱退)

第 2 号は、本組合は有限責任組合員と無限責任組合員とからなることが前提（第 2 条第 2 項）であるから、いずれか一方が全員脱退したときにはこの基本的な要件を満たさなくなるため、当然に解散するものとする。ただし、まだ解散の登記をしていない段階において、無限責任組合員又は有限責任組合員の全員が脱退した日から 2 週間以内に組合員を新たに加入させることにより、本組合の前提条件を再び満たすことになった場合には、解散は遡及的になかったものとして取り扱い、本組合としての存続を認めることとしている。

なお、本法には組合員の加入に関する規定は設けられていないが、民法組合においては、組合員の脱退が認められていること（組合員の一部が脱退しても組合契約は同一性を失わず、他の組合員間で存続する）（民法第 680 条、第 681 条）から、組合員の加入も認められるという考え方が学説（前掲・新版注釈民法(17)154 頁）判例（大審院判決明治 43 年 12 月 23 日民録 16 卷 982 頁）である。

したがって、本組合においても組合員の加入は認められると考えられる。なお、本条に規定する「加入」とは、組合の外から新しい無限責任組合員又は有限責任組合員を加入させる場合に限らず、組合の中であって、有限責任組合員が新しく無限責任組合員となる場合等も含む。

なお、「加入」に際しては、「組合員の氏名及又は名称及び住所並びに無限責任組合員と有限責任組合員との別」が組合契約書の記載事項とされている（第 3 条第 2 項第 4 号）ため、組合契約書の記載の変更が必要となる。

組合契約の変更について

組合契約の変更については、組合契約が全ての当事者間の合意によってなされることからすれば、組合員全員の合意を要するのが原則である。

もっとも、民法上の組合契約についての一般論としては、組合契約の変更方法について、「組合の総組合員の一定割合以上の合意によって組合契約を変更することができる」旨の定めがされている場合には、このような特別の定めは有効であり、この定めにしたがって有効に組合契約の変更ができると解されており（前掲・新版注釈民法(17)53 頁）投資事業有限責任組合においても同様に解することができると思われる。

ただし、本条但書の場面においては、明文で「残存する組合員の一致によって」と規定している以上、たとえ法律の規定と異なる契約を定めたとしても、

その契約の効力が認められることは、法は予定していない（旬刊商事法務 1533号 53 頁実務相談室 法務省民事局第四課 畠山和夫 参照）。

第 3 号(存続期間の満了)

第 3 号では、本組合においては必ず存続期間の定めが置かれる（第 3 条第 2 項第 7 号）ことから、存続期間の満了も当然に法定解散事由とされている。

第 4 号(組合契約に定める解散事由の発生)

第 4 号では、以上の解散事由以外に組合契約で定めた解散事由についても法定解散事由とされている。

(清算人)

第十四条 組合が解散したときは、無限責任組合員がその清算人となる。ただし、総組合員の過半数をもって他人を選任したときは、この限りでない。

【解説】

民法組合において組合が解散した際には、総組合員共同、総組合員の過半数で選任する者のいずれかが清算人となる。しかしながら、投資事業有限責任組合では、無限責任組合員が投資等の業務を行うこととされており、組合員全員による業務執行は想定されていないことから、原則として組合解散後においても無限責任組合員がそのまま「清算」業務を執行することとするのが適当であると考えられるため、かかる規定を置いたものである。ただし、総組合員の過半数をもって、無限責任組合員に代えて他の清算人を選任することも可能である。

清算人は、第 16 条で準用される民法第 688 条に従い、法人の清算人の規定(民法第 78 条)が準用され、現務の結了、債権の取立、債務の弁済及び残余財産の分配といった清算事務とともに、その他清算事務を行うために必要な一切の行為(組合債務の弁済のための組合財産の処分等)を行う。また、清算人が清算事務の範囲内で全組合員を代理する権利を有していることは、解散する前の無限責任組合員と同様である。

解散後における組合員の組合事業(第 3 条第 2 項第 1 号)に対する責任については、解散前と同然である。すなわち、無限責任組合員以外の者が清算人となった場合でも、当該清算人ではなく、無限責任組合員が引き続き組合事業に対する無限責任を負うことになる。これは、清算人は無限責任組合員と同様に全組合員の代理人となるとはいっても、あくまでも清算事務を行うものであり、組合事業を行う者ではないため、清算事務を含め組合事業につき生じる債務負担等の責任につき無限責任を負わせることは適当ではないからである。

ただし、清算人が清算事務の範囲(第 16 条で準用する民法第 688 条)を超えた行為をなし、それにより債務が発生した場合、当該行為は他の組合員との関係では無権代理行為に該当し、当該清算人が単独で責任を負うこととなる。

(清算人の業務執行方法)

第十五条 清算人が数人あるときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

【解説】

無限責任組合員たる清算人、あるいは組合員の過半数により選任された清算人が数人いる場合は、民法第 686 条が民法第 670 条を準用するのと同様、第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用し、清算業務を清算人の過半数の決定によって行うことや、「常務」については各清算人が単独で行うことができること等を規定する。

第五章 民法の準用

(民法の準用)

第十六条 組合については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十八条（組合財産の共有）、第六百六十九条（金銭出資遅滞者の責任）、第六百七十一条から第六百七十四条まで（委任の規定の準用、業務執行者の辞任又は解任、組合員の業務及び財産の状況の検査権並びに組合員の損益分配の割合）、第六百七十六条（組合員の持分処分の制限及び組合財産分配の禁止）、第六百七十七条（組合債務者の相殺の禁止）、第六百八十条（除名）、第六百八十一条（脱退組合員の持分の払戻し）、第六百八十三条（組合員の解散請求）、第六百八十四条（解除の効力の不そ及）、第六百八十七条（組合員である清算人の辞任又は解任）、及び第六百八十八条（清算人の職務権限及び残余財産の分割方法）の規定を準用する。

【解説】

本法は、広く事業者に対する投資事業を行う法人格のない組合について、民法組合を土台としつつ、無限責任組合員以外の組合員について有限責任を法的に担保するとともに、組合員による情報入手の権利を充実させること等の目的の実現のために必要な範囲で民法と異なる仕組みを設けている。

したがって、その他の基本的な性格はあくまでも民法組合に準拠するため、本条において民法第2章第12節の中から組合に関する諸規定を準用している。

民法組合に関してこれまで長きにわたり蓄積されてきた学説、判例についても、投資事業有限責任組合において民法組合の性格を継承している部分については基本的に継承されるものと解される。

なお、本法の投資事業有限責任組合がこのように基本的に民法上の任意組合の性格を継承していることから、税務上の取扱いも民法上の任意組合に準じたものとなっている。

・民法第668条【組合財産の共有】

「各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属する。」

この規定の準用により、民法組合と同様、投資事業有限責任組合においても組合財産は組合員の共有となる。

ただし、民法組合において、組合財産は総組合員の共有財産とされているが、実際には財産の分割請求権や持分処分の自由が認められていない、あるいは制限されている（民法第 676 条）。このような財産所有形態は、民法第 249 条以下の物権編に規定されている本来の意味の「共有」とは性質が異なり、講学上「合有」と称されている形態であり、投資事業有限責任組合においてもこの点は同様である。

・民法第 669 条【金銭出資の不履行の責任】

「金銭を出資の目的とした場合において、組合員がその出資をすることを怠ったときは、その利息を支払うほか、損害の賠償をしなければならない。」

組合は、出資を怠る者に対して、法定利息に加えて損害賠償請求ができることを定めるものである。

通常、金銭債務の履行を遅滞した場合には、法定利息の賠償（民法第 419 条）の規定が適用されるが、組合契約においては事業開始のために金銭出資が不可欠の要素であることから、組合財産の充実を図るため、出資者は法定利息に加えて、当該利息額以上に損害が生じた場合に損害賠償義務を負う旨を定めている。

なお、法定利息を請求する場合と異なり、法定利息以外の損害賠償請求を行う場合には、当該請求者が損害額を立証しなければならない。

・民法第 671 条【委任の規定の準用】

「第六百四十四条から第六百五十条までの規定は、組合の業務を執行する組合員について準用する。」

投資事業有限責任組合においては、無限責任組合員と有限責任組合員とが必ず存在し、無限責任組合員が組合の業務を執行することになっている。したがって、無限責任組合員には、民法第 671 条の準用により、民法第 644 条から第 650 条までの委任に関する規定が準用される。準用される委任に関する規定は以下のとおり。

・無限責任組合員は、組合契約の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって業務を執行する責任を負う（民法第 644 条準用）。

- ・無限責任組合員は、他の組合員の請求があれば、組合業務処理の状況を報告し、またある業務を処理した後において、遅滞なくその顛末を報告しなければならない（民法第 645 条準用）。この場合、無限責任組合員のみならず有限責任組合員に対しても、請求があれば業務処理の状況を報告しなければならない。
- ・組合業務を処理するにあたって、無限責任組合員が受領した金銭その他の物品及び収取した果実は、組合に引き渡さなければならず、また自己の名によって取得した権利もこれを組合に移転しなくてはならない（民法第 646 条準用）。ただし、無限責任組合員は、通常、組合財産を管理する権限を有するから、現実の問題としては、無限責任組合員の共同管理に移せば足りると考えられる。
- ・無限責任組合員は、組合に引き渡すべき又は組合のために使うべき金銭を自己のために費消したときは、利息支払および損害賠償義務を負う（民法第 647 条準用）。
- ・民法は、受任者は特約がなければ報酬を請求できないと定めている。組合においても、無限責任組合員は特約がなければ報酬を請求できないが、特約をもってこれを定めたときは、報酬を請求することが可能である（民法第 648 条準用）。
- ・組合業務を処理するにあたって無限責任組合員が費用を立て替えたときは、他の組合員は立替費用及び利息償還義務を負う（民法第 650 条準用）。
- ・その他、委任の規定の準用によって、他の組合員は無限責任組合員に対し費用前払義務（民法第 649 条準用）、債務弁済義務（民法第 650 条第 2 項準用）、損害賠償義務（民法第 650 条第 3 項準用）等を負う。
- ・民法第 672 条【業務執行組合員の辞任及び解任】
 - 「 組合契約で一人又は数人の組合員に業務の執行を委任したときは、その組合員は、正当な事由がなければ、辞任することができない。
前項の組合員は、正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致によって解任することができる。」

無限責任組合員は、民法組合における業務執行者に該当するため、民法第672条を準用して、正当な事由がないときは辞任できず、また解任されることもないこととしている。また、無限責任組合員を解任する場合の決議要件についても同条を準用して、他の組合員の一致を要件とする旨定めている。

・民法第673条【組合員の組合の業務及び財産状況に関する検査】

「各組合員は、組合の業務を執行する権利を有しないときであっても、その業務及び組合財産の状況を検査することができる。」

民法第673条は、組合事業の共同性、組合財産の共有性を理由として、各組合員につき、自己の利益を保全するために、直接業務執行に関与していない場合でも、自ら帳簿を検査したり、財産の有無を調査したりできるなどの権限を認めるものである。

各組合員は、本条に基づき、直接業務執行に関与しているか否かにかかわらず、共同事業の一員及び組合財産の共有者としての組合員たる資格において、組合業務が適当に執行されているかどうか、組合財産は完全なる状態にあるかどうかを検査する権利を有する。

・民法第674条【組合員の損益分配の割合】

「当事者が損益分配の割合を定めなかったときは、その割合は、各組合員の出資の価額に応じて定める。

利益又は損失についてのみ分配の割合を定めたときは、その割合は、利益及び損失に共通であるものと推定する。」

組合の活動を通じて取得した資産や負債は組合財産を構成し、総組合員の共有に属しているが、組合の損益については、組合内部において各組合員に利益は分配され、また、損失は分担される。その際、利益と損失の分配は組合契約等に定めがあれば当該定めに従うこととなるが、民法第674条では、契約によりその割合が定められていない場合は、出資額に応じてこれを決するとしている。

民法第674条が本法に準用される場合には、組合員が有限責任組合員と無限責任組合員とからなり、有限責任組合員については組合債務に対する責任がその出資の金額の範囲に限定されていることから、有限責任組合員の出資の履行額の範囲を超える損失については無限責任組合員がその責任を負うこ

ととなる。

・ 民法第 676 条【組合員に対する組合の債権者の権利の行使】

「組合の債権者は、その債権の発生の際に組合員の損失分担の割合を知らなかったときは、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。」

組合の財産は専ら組合事業のために利用され、また、組合債権者のための責任財産となるべきものである。このような財産について一部の組合員が持分を処分することにより、組合員全員の共有財産たる組合財産の上に組合員以外の第三者の持分が生じ、あるいは組合財産が一部の者の都合によって分割されてしまうとすれば、組合財産を利用した事業計画をたてることが困難となり、組合事業の遂行に支障を来すことになる。また、組合持分の処分を任意に認めることは、組合財産の共有を通じた組合員相互間の結合ひいては共同目的のための人的結合に矛盾するものである。そこで、民法第 676 条は、組合員の持分処分を制限し、かつ清算前の組合財産の分割請求も認めないこととしている。

・ 民法第 677 条【組合の債務者による相殺の禁止】

「組合の債務者は、その債務と組合員に対する債権とを相殺することができない。」

本条は、組合の債務者すなわち組合の取得した債権の債務者が、当該債務と組合員に対して個人的に有する債権とを相殺することを禁ずる規定である。このような相殺を認めてしまうと、組合員個人の債務のために組合財産が減少してしまい、結果的に清算前の分割を認めたに等しい結果となるため、かかる組合の目的にとって望ましくない事態が生ずることを防ぐ趣旨から設けられている。

・ 民法第 680 条【組合員の除名】

「組合員の除名は、正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致によってすることができる。ただし、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。」

投資事業有限責任組合も、組合員の人的信用を基礎とするものである点は、民法組合と同様である。したがって、投資事業有限責任組合においても民法組合と同様に、組合員の中にその信用を失う行為をなす者がある場合には、これを組合から排除する途が必要であることから、民法の除名に関する規定を準用している。民法第 680 条は、この除名制度が一部の組合員が理由なくして他の組合員を排除するために濫用されることを防止するため、組合員の除名は、正当の事由がある場合に限り、他の組合員の一致をもって行うことができるものとされ、かつ除名した組合員の除名決議の通知をしなければその組合員に対して除名を対抗できないこととしている。ただし、この除名要件に関する規定は強行規定ではなく、組合契約において別段の定めをすることは差し支えないと解されている（前掲・新版注釈民法(17)177 頁）

・民法第 681 条【脱退した組合員の持分の払戻し】

「脱退した組合員と他の組合員との間の計算は、脱退の時ににおける組合財産の状況に従ってしなければならない。

脱退した組合員の持分は、その出資の種類を問わず、金銭で払い戻すことができる。

脱退の時にまだ完了していない事項については、その完了後に計算をすることができる。」

組合員は脱退により組合員たる資格を喪失することから、組合員として有する権利及び出資義務も消滅する。その結果、脱退者と組合との間の財産上の関係も清算する必要性が生じる。当該清算をなすに際しては、他の組合員に対する影響及び組合債権者の利益の保護も問題となる。こうした観点を考慮に入れて、民法第 681 条では脱退組合員の持分の払戻しについての規定を設けている。

・民法第 683 条【組合の解散の請求】

「やむを得ない事由があるときは、各組合員は、組合の解散を請求することができる。」

民法組合においては、組合員の人的結合関係が重要であるため、当該関係が著しく損なわれた場合においても組合を存続させておくことは望ましくない。他方で、組合の解散を安易に認めることは、組合員のみならず、組合と

取引をする者にも不測の損害を与えることとなる。このような観点から、組合員による組合の解散請求はやむを得ない事由あるときに限り認めることとされている。

「やむを得ない事由」とは、経済環境の変化、組合の財産状態の悪化、組合員間の不和等により組合の目的を達成することが著しく困難な状況になり、これらを打開する相当な手段がないとき等がこれに該当すると解されている。ただし、組合員間に不和が存する場合でも、組合の存続についての不満を有する組合員の脱退又は除名により解消され得る場合には、解散事由たり得ないと解される。

紛糾を避ける観点から、実際にいかなる場合に解散が認められるかについては、あらかじめ組合契約で内容、手続等を定めておくことが望ましい。

なお、解散請求の意思表示を受領することは無限責任組合員の業務執行の範囲内の事項ではないから、無限責任組合員といえども一部の組合員に対してのみなされた組合解散請求の意思表示は無効であり、解散請求は他の組合員全員に対する意思表示によってなすことを要する。

・ 民法第 684 条【組合契約の解除の効力】

「第六百二十条の規定は、組合契約について準用する。」

民法第 620 条は、賃貸借契約が解除された場合、当該解除は将来に向かってのみ効力を生じ、過去には遡及しない旨を定めている。これは、一般に契約が解除された場合に当該契約は遡及的に消滅し、当事者には原状回復義務が生ずると解されているところ（民法第 545 条）賃貸借契約のような継続的契約につき遡及効を認め、原状回復を求めた場合、契約当事者の法律関係が複雑となることから、賃貸借契約につき解除の効果を不遡及とする特則を設けたものであり、他のいくつかの契約関係についても準用されている（民法第 630 条、第 652 条、第 684 条）。組合契約についても、組合が解散する際にこれまでの法律関係に遡及効を認めると、いたずらに法律関係が複雑になることから、組合契約の解除に関する効力を不遡及としている。

・ 民法第 687 条【組合員である清算人の辞任及び解任】

「第六百七十二条の規定は、組合契約で組合員の中から清算人を選任した場合について準用する。」

組合員全員の合意で組合員の中から清算人を選んだときは、その清算人は辞任・解任が制限される。清算人としての職務を通じ組合員としての責務を果たすべきものとしての責任の重さから来る規定である。

・民法第 688 条【清算人の職務及び権限並びに残余財産の分割方法】

「第七十八条の規定は、清算人の職務及び権限について準用する。
残余財産は、各組合員の出資の価額に応じて分割する。」

清算人が有する現務の結了、債権の取立て、債権の弁済及び残余財産の分配等の職務権限に関する規定であり、具体的には以下のとおり。

(1) 現務の結了（民法第 78 条第 1 項第 1 号の準用）

解散当時までの取引その他の業務に結末をつけることをいう。業務の結了に必要な限り、解散後に売買契約履行のために商品を買入れることや、第三者と新しい法律関係を結ぶことも含まれる。また、組合の解散後、組合財産に関する仮処分取消の申立をすることは現務の結了にあたり、清算人の権限に属し、それ以外の者は組合員でもこれをなすことはできない。

(2) 債権の取立（民法第 78 条第 1 項第 2 号前段の準用）

履行期の到来している債権の現実の取立のほか、例えば、相殺、和解、債権の譲渡換価、取立のためにする為替手形の振出等を含む。履行期の到来しない債権や条件付債権は、即座に取り立てることができないから、適宜に譲渡その他の換価処分をするか、又は残余財産として組合員中に譲渡すべきである。組合員の中に出资義務の履行を怠っている者があればその取立をすることもできる。そしてこれは組合の債務の償却に必要であるか否かは問わない。

(3) 債務の弁済（民法第 78 条第 1 項第 2 号後段の準用）

債務の弁済について、法人の清算に関する民法第 79 条以下の規定を準用していないのは、投資事業有限責任組合の場合には、解散しても無限責任組合員の個人的責任が残るために、債権者を害することはないからである。とはいえ、清算人はその職務として、組合債権者に不当な損害を蒙らせないようにする義務があり、組合財産をもってできるだけ組合債務を弁済するよう務めるべきである。また清算人は、組合債務について担保を供与し又は無限責任組合員の一部の者に金額債務の引受をさせるなど、適当な方

法を講じて、組合債権者に不当な損害を蒙らせないようにする義務がある。

清算人は、清算事務を善良な管理者の注意をもってなすべき義務を負っているから、この義務に違反して組合債権者に不当な損害を及ぼしたときは、清算人は債権者に対して損害賠償の義務を生ずる。

(4) 残余財産の引渡（民法第 78 条第 1 項第 3 号の準用）

残余財産とは、組合財産をもって組合債務を弁済した後に残存する積極財産の全部であって、出資を償還した残りではない。そして残余財産は組合に対して現実に出資された価額に応じて各組合員に分配される（民法第 688 条第 2 項）。ただし、組合契約中に解散の場合の残余財産の処分につき別段の定めがあればそれに従う。

(5) その他清算事務を行うために必要な一切の行為（民法第 78 条第 2 項の準用）

清算事務として必要な行為の範囲は、各場合によって決せられる。例えば、組合債務の弁済のために必要なときは組合財産を処分することができ、組合債権の弁済に不足額が生ずるときは、無限責任組合員から負担額の取立を行うことができるのはもちろん、有限責任組合員に対しても、弁済期を徒過し履行遅滞となっている出資義務がある場合には、当該出資について取立をなすことができる。